

空家等の適切な管理等に関する施策の実施状況について（報告）

空家等の適切な管理等に関する施策の令和7年度における実施状況等について、呉市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年呉市条例第17号。以下「条例」といいます。）第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 第2次呉市空家等対策計画に基づく令和7年度の施策の実施状況について（条例第3条）

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」といいます。）第7条の規定により、令和5年3月に「第2次呉市空家等対策計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定しています。

(1) 空き家化の予防に関する施策の実施状況等

ア 市民への情報発信

- (ア) ホームページへの掲載
- (イ) 固定資産税の納税通知書へのリーフレットの同封（約10万部）
- (ウ) 各種リーフレットの備付け及び配布
- (エ) 市政だよりへの掲載
- (オ) 出前トーク等の開催（1回）

イ 相談窓口の充実

(ア) 無料合同相談会の開催

呉市空家等対策連携会議により2回開催

第1回 令和7年7月23日（水）、参加者15組（相談件数33件）

第2回 令和8年3月4日（水）、参加者19組（相談件数27件）

(イ) 空き家対策講演会（1回開催）

開催日：令和8年1月18日（日）

場 所：新日本造機ホール

演 題：『空き家にまつわる相続の問題』

参加者：167人（来場者：139人、オンライン視聴者：28人）

ウ 空家等の適切な管理の推進

(7) 呉市空き家等管理サービス事業者登録制度（平成29年度創設）

空家等を管理するサービスの提供を行う事業者を本市に登録し、空家等の所有者又は管理者に情報提供します。
（令和7年度実績） 登録事業者 11社（前年度比1社増）

(4) ふるさと納税の返礼品に空家等の管理業務を導入

市外に住む空家等所有者に、空家等の適切な管理を促すため、ふるさと納税による定期的な管理制度を導入しました。
（令和7年度実績） 登録事業者 1社
返礼品として選択された件数：0件

(2) 空家等の利活用等の促進に関する施策の実施状況

ア 空き家バンクの充実

呉市空き家バンク（平成17年度創設）

市内に空き家・空き地を所有する者が登録し、UIJターン等による定住を希望する人などに対し、呉市のホームページで物件情報を提供します。独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校の協力により、登録された空き家のリノベーションイメージ図を作成し、ホームページで公開しました。

（令和7年度実績） 相談件数：590件（前年度比257件減）
新規登録件数：33件（前年度比17件減）
成約件数：19件（前年度比8件減）

イ 空き家の利活用支援

(7) 空き家家財道具等処分支援事業（平成28年度創設）

戸建て空き家の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録する場合又は宅地建物取引業者と仲介契約を締結する場合に、家財道具等の搬出・処分に掛かる経費の一部を助成（経費の1/2：上限10万円）

（令和7年度実績） 助成額 282.2万円，30件（前年度比10件増）

（令和8年度予算） 予算額 300万円，30件分

(4) 新婚・子育て世帯定住支援事業（平成28年度創設，平成29年度要件緩和，令和5年度加算要件拡充）

市内在住の新婚・子育て世帯が「戸建て」の中古住宅を購入し、居住する場合、購入費の一部を助成（基本額：30万円（上限），加算額：親世帯と同居 10万円，居住誘導区域内 10万円）

（令和7年度実績） 助成額 590万円，14件（前年度比10件減）

（令和8年度予算） 予算額 1,100万円，27件分

(ウ) 移住希望者住宅取得支援事業（平成28年度創設，平成29年度要件緩和，令和5年度加算要件拡充）

市外からの移住希望者が「戸建て」の中古住宅を購入し，居住する場合，購入費の一部を助成（基本額：50万円（上限），加算額：新婚・子育て世帯 30万円，親世帯と近居 10万円，島しょ部 10万円，居住誘導区域内 10万円）

（令和7年度実績） 助成額 1, 195万円，20件（前年度比2件増）

（令和8年度予算） 予算額 2, 000万円，32件分（拡充：新築戸建て住宅の購入及び居住誘導区域内の中古住宅の建替えも対象）

(3) 管理不全な状態の解消に関する施策の実施状況
ア 特定空家等への対応

対応状況	計画	第1次呉市空家等対策計画 策定前【4年間】								第2次呉市空家等対策計画			総合計	備考
	年度	H25~28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	計画期間計	R5	R6	R7		
情報提供・実態調査	(1)情報提供受付・実態調査	652	175	146	151	113	145	391 ^{※3}	1,121	134	148	159	2,214	
	(2)うち 特措法に基づく措置対象 ^{※1}	598	164	140	151	112	134	387	1,088	130	117	154	2,087	
	(3)所有者判明	546	183	145	142	117	138	107	832	118	223	312	2,031	
	(4)事前指導	532	189	147	143	117	135	112	843	125	178	168	1,846	
	(5)指導 (管理不全空家等:特措法第13条第1項)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	24	22	46	
	(6)勧告 (管理不全空家等:特措法第13条第2項)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	3	3	
	(7)助言・指導 (特定空家等:特措法第22条第1項)	45	1	0	0	0	0	0	1	19	11	4	80	
	(8)勧告 (特定空家等:特措法第22条第2項)	10	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	20	
	(9)命令 (特措法第22条第3項)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	(10)代執行 (特措法第22条第9項・第10項)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	行政:1, 略式:2
	(11)改善 ^{※2}	301	120	87	102	99	107	119	634	74	113	72	1,194	(5)指導:6, (7)助指:30, (8)勧告:10, (10)代執行:1
	(12)対応中 【(2)措置対象-(11)改善】	297	44	53	49	13	27	268	454	56	4	82	893	(5)指導:37, (6)勧告:3, (7)助指:30, (8)勧告:9, (10)代執行:2

※1 措置対象…特措法の改正に伴い、令和5年度からは「管理不全空家等」の件数も含めています。

※2 改善…令和5年度からは、立木伐採など一時的に改善されたものではなく、半恒久的な対策の件数を表記しています。

※3 391件…116件（令和4年度の情報提供受付件数）+275件（令和3年度及び令和4年度の実態調査により把握した件数）

イ 代執行の実施

特措法第2条第2項に規定する「特定空家等」とであると認められる建築物について、特措法第22条第9項又は第10項の規定に基づく代執行による除却工事等（3件）に着手しました。なお、これらは、本市において、特措法に基づく初めての代執行となりました。

所在地	代執行の種類	用途	構造・階数	措置内容	着手	完了	備考
内神町102番地	行政代執行※1	住宅	木造・2階建て	除却	令和7年11月20日	令和8年6月30日(予定)	繰越対応
内神町102番地1	略式代執行※2	住宅	木造・平屋建て	除却	令和8年1月23日	令和8年6月30日(予定)	繰越対応
阿賀南9丁目11426番地	略式代執行※2	納屋	木造・2階建て	除却	令和8年3月3日	令和8年3月30日	
		風呂・便所	木造・平屋建て	除却			

※1 行政代執行…特定空家等の所有者等が、「命令」に従わない場合に、市町村が所有者等に代わって除却等の措置を行う制度

※2 略式代執行…特定空家等の所有者等が、「不存在又は不明」の場合に、市町村が所有者等に代わって除却等の措置を行う制度

ウ 空家等の所有者への支援制度

(7) 危険建物除却促進事業（平成23年度創設）

危険建物の除却工事に係る費用の一部を助成（対象工事に要する経費の30パーセント以内：上限30万円，無接道敷地※の場合，対象工事に要する経費の30パーセント以内：上限50万円）

（令和7年度実績） 助成額 2,989.7万円，解体件数 79棟（前年度比11棟増）【累計：1,146棟】

（令和8年度予算） 予算額 3,500万円

※ 無接道敷地…建築基準法（昭和25年法律第201号）の無接道敷地に準ずる敷地で，道路から敷地に至るまでの道の幅員が1.8メートル未満の敷地

(4) 跡地の利活用に関する施策の実施状況

空家等の除却後の跡地については，有効活用する手法の一つとして，空き家バンクに空き地の情報を登録できることとしており，令和7年度は2件の土地の登録がありました，成約は0件でした。

2 呉市空家等対策審議会等の開催状況について（条例第6条，第9条ほか）

(1) 呉市空家等対策審議会（条例第6条第1項の規定に基づく市長の附属機関）

3回開催

- ・管理不全空家等への措置（指導）についてほか（令和7年 6月）
- ・管理不全空家等への措置（指導）についてほか（令和7年1 1月）
- ・管理不全空家等への措置（指導）についてほか（令和8年 1月）

(2) 呉市空家等対策計画作成協議会（特措法第8条第1項の規定に基づく協議会）

開催なし

(3) 呉市空家等対策検討委員会（条例第9条第1項の規定に基づく庁内推進組織）

1回開催

- ・空家等の適切な管理等に関する施策の実施について（令和7年6月）

3 第2次呉市空家等対策計画における設定目標に対する令和7年度の進捗状況について

目標指標		第1次呉市空家等対策計画 期間終了時の状況 (令和4年度末)	目 標 第2次呉市空家等対策計画期間 (令和5年度～令和9年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度の 進捗状況
各種相談会	講演会等累計参加者数	990人 (H26～H30, R4)	1,000人 【200人】	【268人】	【166人】	611人 【177人】
	相談会相談累計件数	155件 (H28～R2, R4)	180件 【36件】	【65件】	【71件】	196件 【60件】
空き家バンク件数	登録件数	473件 (H17～R4)	330件 【66件】	【26件】	【50件】	109件 【33件】
	成約件数	256件 (H17～R4)	230件 【46件】	【24件】	【27件】	70件 【19件】
老朽空き家の除却率		1.4%	50% 【10%】	【7.8%】	【12.1%】	26.5% 【6.6%】
取組により利活用された 跡地箇所数	利活用された跡地箇所数	0か所	10か所 【2か所】	【1か所】	【0か所】	1か所 【0か所】
	空き家バンクにおける 空き地成約件数	12件 (H17～R4)				

注：【 】内の数値は、計画期間中の1年度ごとの数値です。